

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年8月26日

支出負担行為担当官
東京航空局長 伊地知 英己

1. 工事概要

- (1) 工事件名
函館空港事務所庁舎 VFR 室ガラス取替工事
- (2) 工事場所
北海道函館市高松町 511 函館空港内
- (3) 工事内容等
別紙のとおり
- (4) 工期
契約締結日の翌平日から令和9年3月19日 まで
- (5) 電子調達システム対象
本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを支出負担行為担当官東京航空局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。
- (6) 総合評価落札方式による実施
本案件は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））により実施する。
なお、本案件は、賃上げを実施する企業及びワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けている企業（ＷＬＢ推進企業）に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (7) 契約後ＶＥ方式による実施
本案件は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
但し、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
- (8) 入札時積算数量書活用方式の適用
本案件は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。
- (9) 生産性向上技術の活用
本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、航空局工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。
- (10) 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更
本案件は、中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の対象工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「建築工事業」のB又はC等級に格付けされた東京航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和6年10月1日 付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 但し(3)の再認定を受けている者を除く。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- なお、上記の関係がある場合に、辞退者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること（詳細については入札説明書を参照。）。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 当該工事に係る設計業者等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（詳細については入札説明書を参照。）。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別紙を参照。）。
- (10) 3. (2)により入札説明書等を直接入手した者であること

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎
東京航空局総務部契約課
TEL：03-6880-1505

(2) 入札説明書の交付方法

(a) 入札説明書等を電子調達システムにより交付する。交付期間は、本日より令和8年9月25日までとする。電子調達システムによる入札説明書等のダウンロード方法については、次を参照のこと。

<https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/files/20-240202-02.pdf>

(b) やむを得ない事由により、(a)の交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記(1)に事前連絡をしたうえで、(1)の場所において無償で交付を受けることができる。受付期間は、本日より令和8年9月25日（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分までの間とする。

(3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえ、以下の提出期限までに提出すること。

令和8年9月3日 14時00分まで

(a) 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。

(b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

- (4) 入札書の提出期限
- (a) 電子調達システムにより入札する場合は、令和8年9月12日 0時00分から下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和8年9月24日 16時00分までに下記(5)に掲げるURLから入札しなければならない。
- (b) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない（郵送又は託送等ほかによる提出は認めない。）。
- (5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク
TEL 0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP 電話等をご利用の場合）
- (6) 開札日時及び場所
令和8年9月25日 10時00分 3. (1)に集合すること。

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金
納付。但し、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。
- (4) 入札参加者に要求される事項
開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。
なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。
- (5) 競争参加資格の確認
本案件の参加希望者は2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、2. (3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2. (1)、(2)及び(4)から(10)に掲げる事項を満たしている時は、開札時において、2. (3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。
但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札時において2. (3)に掲げる事項を満たしていなければならない。
- (6) 入札の無効
2. に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において2. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (7) 入札方法
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の

2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(8) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他詳細

入札説明書による。

[別紙]

件 名：函館空港事務所庁舎 VFR 室ガラス取替工事

発注概要：本工事は、庁舎 VFR 室ガラスの一部に内部結露が生じていることから、ガラス取替等を実施するものである。

(施設規模) RC 造 + S 造 5 階建 高さ 33.75m
建築面積 1,632.76 m² 延床面積 3,564.96 m²

(工事内容) 建築工事：建具改修工事 一式、外壁改修工事 一式

競争参加資格の「予令第 7 3 条の規定に基づき、支出負担行為担当官東京航空局長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

1. 次に掲げる工事の施工実績があること。
平成 23 年 4 月 1 日以降公告日までに、元請として完成・引き渡しが完了した以下のいずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合に限る。
また、1 件が 500 万円未満の場合を除く。
構造種別：鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
工事種別：建築物の新築、増築又は改修工事（建築一式工事）
 2. 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお、専任の要否は関係法令によるが、当該工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項ただし書の既定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者という。」）の配置は認めない。
 - 1) 主任技術者は、1 級建築施工管理技士、2 級建築施工管理技士（種別は「建築」に限る。）又はこれら同等以上の資格^{注1)}を有する者であること。
監理技術者にあつては、1 級建築施工管理技士又は同等以上の資格^{注2)}を有する者であること。
 - 2) 上記 1. に掲げる工事の施工経験を有すること。
 - 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
注 1) 同等以上の資格とは、次のいずれかのものをいう。
 - ① 1 級建築士又は 2 級建築士
 - ② 下記のいずれかの実務経験を有するもので、在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めたもの。
 - ・ 高等学校（旧実業高校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業後、5 年以上の建築工事の実務経験を有する者。
 - ・ 大学（旧大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校を含む。）を卒業後、3 年以上の建築工事の実務経験を有する者。
 - ③ 10 年以上の建築工事の実務経験を有する者。
 - 注 2) 同等以上の資格とは、1 級建築士又はこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
- ※ 主任技術者又は監理技術者の専任で配置する場合において、専任を要しない期間は以下のとおり。
- ・ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めることとする。
- 【参考】本工事における現場施工の着手時期は、令和 8 年 11 月上旬を予定している。
- ・ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。
3. 上記 1. 及び 2. で申請する工事实績が国土交通省発注工事に係る実績である場合にあつては、工事成績 65 点未満のものを除く。
 4. 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間に完成し、工事成績評定点の通知を受けた工事のうち、東京航空局から受注した「建築工事業」に係る全ての工事成績評定点を合計し、一件あたりの平均が 65 点以上であること。ただし、東京航空局から受注した当該実績がない場合又は工事成績評定点の通知を受けていない場合はこの限りではない。

令和8年度

件名：函館空港事務所庁舎 VFR 室ガラス取替工事

入 札 説 明 書

令和8年8月

国土交通省東京航空局

※本案件への入札参加を希望する場合には、入札公告（<https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/contract/announcements/notices/notices-tcab.html>）に掲載）3.（2）の記載に従って、入札説明書等を入手する必要があります。

入札情報サービスサイトからの入手など、当局以外から入札説明書等を入手した場合には、「競争参加資格を満たしていない」ため、入札への参加を認めておりませんのでご注意ください。

当該入札公告に基づく一般競争入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得（平成24年3月23日付け国空予管第443号）。当該内容については、次を参照すること。東京航空局HP：契約情報>入札・契約関係の要領等、標準契約書、各種様式 https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/contract/contract_05/post_270.html）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日

令和8年8月26日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 東京航空局長 伊地知 英己

3. 工事概要

(1) 工事件名

函館空港事務所庁舎 VFR 室ガラス取替工事

(2) 工事場所

北海道函館市高松町 511 函館空港内

(3) 工事内容等

別添仕様書による

(4) 工期

契約締結日の翌平日から令和9年3月19日 まで

(5) 電子調達システム対象

本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを契約担当官等に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。

(6) 総合評価落札方式による実施

本案件は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））により実施する。

なお、本案件は、賃上げを実施する企業及びワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けている企業（WLB推進企業）に対して総合評価における加点を行う工事である。

(7) 契約後VE方式による実施

本案件は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

但し、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

(8) 生産性向上技術の活用

本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、航空局工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

(9) 労務費ダンピング調査の試行

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

ア 理由の確認方法：書面／電話によるヒアリング／対面によるヒアリング

イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

また、ヒアリング結果によっては、工事費内訳書を国土交通省 建設 G メン※あて提供する場合がある。

※個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、特定の規模の工事や建設業者、時期に限定することなく、建設工事の請負契約に係る取

引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進するもの。

(10) 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

本案件は、中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の対象工事である。なお、詳細は特記仕様書による。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「建築工事業」のB又はC等級に格付けされた東京航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和6年10月1日 付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

但し(3)の再認定を受けている者を除く。

(5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

〈1〉 親会社と子会社の関係にある場合。

〈2〉 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、〈1〉については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

〈1〉 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

〈2〉 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

③ その他入札の適正さを阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 当該工事に係る設計業者等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

① 当該工事に係る設計業者等の受注者とは、次に掲げる者である。

株式会社荒木総合計画事務所

② 当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに

該当する者である。

〈1〉 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。

〈2〉 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

(9) 予決令第73条の規定に基づき、契約担当官等が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別添2「競争参加資格要件事項」を参照。）。

(10) 入札公告3.(2)により入札説明書等を直接入手した者であること。

5. 担当部局

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎

東京航空局総務部契約課

TEL: 03-6880-1505

6. 競争参加資格の確認等

(1) 本案件の参加希望者は4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、4.(3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、4.(1)、(2)及び(4)から(10)に掲げる事項を満たしている時は、開札時において、4.(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札時において4.(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

(2) 申請書及び資料の作成

申請書は別添1「競争参加資格確認申請書」により作成し、資料は別添2「競争参加資格要件事項」について、別添2-1「競争参加資格確認資料作成要領」の内容に従って作成すること。

(3) 申請書及び資料の提出期限

令和8年9月3日 14時00分まで

(4) 申請書及び資料の提出方法

① 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を以下に示すURLに提出しなければならない。

なお、電子調達システムによる者は、電子認証(ICカード)を取得していること。

【電子調達システムのURL及び問い合わせ先】

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

電子調達システムの問い合わせ先は5.と同じ。

② 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を5.に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

なお、申請書及び資料を提出する場合、別添4「紙入札方式参加承諾願」も併せて提出すること。

(5) 競争参加資格確認資料のヒアリング

提出された資料のヒアリングを必要に応じ、次の要領で行う。

① 実施期間：令和8年9月3日 から令和8年9月11日 までの間。

② ヒアリングは資料を提出した者毎に実施することとし、開催する場合は、各者に対し、ヒアリング開催の日時及び場所について追って通知する。

なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(6) 競争参加資格の確認通知

競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果としての競争参加資格の確認通知については、電子調達システムにより申請書及び資料を提出した者には、電子調達システムにより以下の日までに送信し、また、書面により申請書及び資料を提出した者については、書面により以下の日までに発送し、通知する。

通知年月日：令和8年9月11日

(7) 競争参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

契約担当官等から(6)の競争参加資格の確認通知において、競争参加資格が無いと認められた者は、契約担当官等から(6)の通知の送信又は発送年月日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面（任意様式により、申立者の氏名及び住所、申立の対象件名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載すること。）を持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により、契約担当官等に対して競争参加資格が無いと認めた理由について、説明を求めることができる。

なお、提出場所は5.とし、契約担当官等は、説明を求められたときは、提出期限までに説明を求めた者に対し、書面により発送し、回答する。

(8) 再苦情申立て

契約担当官等から(7)の競争参加資格が無いと認めた理由の説明に不服がある者は、契約担当官等から(7)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面を持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により、東京航空局長に対して、再苦情の申立てを行うことができ、当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

なお、提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、5.とする。但し、再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

(9) その他

- ① 申請書及び資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当官等は、申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ③ 提出された申請書及び資料は返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 入札参加者は開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加することができない。

7. 総合評価に関する事項

総合評価に関する事項については、以下のとおりとする。

なお、詳細については、別添5「総合評価に関する事項」によるものとし、その内容の指示に従うこと。

(1) 評価項目及び評価基準

本工事の総合評価は、以下の項目を評価基準に基づき算出した評価値と入札価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

- ① 施工能力評価の項目
 - A. 企業の施工能力
 - B. 配置予定技術者の能力
 - C. 賃上げの実施を表明した企業等
 - D. WLB推進企業として法令に基づく認定を受けている企業

(2) 総合評価の方法

- ① 得点配分

上記(1)の各項目の評価に対し、以下の得点を与えることとする。

 - 〈1〉 標準点
 - 〈2〉 加算点
- ② 評価値の算出方法（除算方式）
 - ①の得点の合計である技術評価点を、入札者の入札価格で除して得た数値を評価値とする。

8. 仕様書等に対する質問

- (1) この入札説明書に添付されている仕様書等（入札時積算数量書を含む。）に対する質問がある場合においては、次に問い合わせること。

- ① 受付期限：令和8年9月10日 17時00分まで
 - ② 受付方法：任意の様式により作成した質問事項を添付のうえ、契約課アドレス「cab-keiyaku01e@mlit.go.jp」に問い合わせをすること。メール件名については、必ず「入札公告質問：（件名）」とすること。
- (2) (1)の質問があった場合は、質問に対する回答が全ての者に周知する必要があると認められる場合、次によりその内容を閲覧に供する。
- 【仕様書等に対する問答の閲覧場所】
- 閲覧期限：令和8年9月18日 17時00分まで
- 閲覧場所：東京航空局 HP：契約情報>公告・公示情報>質疑回答書一覧
- <https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/contract/announcements/notices/qa.html>

9. 入札手続

(1) 入札書の提出期限

電子調達システムによる入札の期限

令和8年9月12日 0時00分から下記(8)の開札日の前日（休日を除く。）の令和8年9月24日 16時00分までに6. (4)に掲げるURLから入札しなければならない。

② 持参による入札書の提出期限

下記(8)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない（郵送又は託送等ほかによる提出は認めない。）。

(2) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合は、電子調達システムの操作方法により入札し、持参による場合は、別添3「入札書」により提出すること。

② 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③ 入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

(3) 工事費内訳書の提出

① 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

② 工事費内訳書の様式は任意とするが、記載内容は以下および（別添3-2）を確認のうえ最低限、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単価、金額等を表示したもの（ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載すること。）。

また、材料費及び労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金（以下「法定福利費等」という。）を明記すること。

③ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、12. (3)の確認において用いる場合を除き入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

④ 入札の際に工事費内訳書が未提出であるとき又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とすることがある。

⑤ 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(4) 入札の無効

4. に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行する

ことができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず若しくは入札の執行を延期し又はこれを取り止めることがある。

(6) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む)をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨て。)をもって落札価格とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(8) 開札日時及び場所

- ① 開札日時：令和8年9月25日 10時00分
- ② 開札場所：5. に集合すること。

(9) 開札

- ① 電子調達システムにより開札を行うこととし、紙入札による参加を希望する者又はその代理人は開札に立ち会うこと。

なお、紙入札による参加を希望する者がいない場合又は紙入札による参加を希望する者若しくはその代理人が立ち会わない場合は、予決令第81条に基づき、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

- ② 紙入札による参加を希望する者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入場することができない。
- ③ 紙入札による参加を希望する者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ④ 紙入札による参加を希望する者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所を退場することができない。
- ⑤ 開札をした場合において、電子調達システムによる者又は紙入札による参加を希望する者若しくはその代理人のした入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。
なお、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
また、第1回目の開札に立ち会わない紙入札による参加を希望する者又はその代理人は、再度入札を行うこととなった場合、再度入札を辞退したものとして取り扱われる。
- ⑥ 電子調達システムによる者は、上記以外について、電子調達システムの指示に従うこと。

(10) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

なお、くじの実施方法等は以下のとおりとする。

① 電子くじ番号の設定について

入札時に電子くじ番号を次のとおり設定すること。

〈1〉 電子調達システムによる者の場合

電子調達システムによる者は、電子調達システムの指示により、電子くじ番号として任意の3桁の数字（000～999）を設定すること。

〈2〉 紙入札による参加を希望する者の場合

紙入札による参加を希望する者は、別添3「入札書」の電子くじ番号欄に任意の3桁の数字（000～999）を記載すること。

② くじの実施方法について

〈1〉 電子調達システムによる「電子くじ」により実施する方法

電子調達システムによる者のみの場合又は電子調達システムによる者と紙入札による参加を希望する者が混在する場合は、①で設定した電子くじ番号を使用し、電子調達システムによる電子くじにより実施する。

〈2〉 電子調達システムによらない「くじ」により実施する方法

紙入札による参加を希望する者のみの場合は、電子調達システムによらないくじにより実施する。

なお、この場合は①で設定した電子くじ番号は使用しないこととする。

但し、紙入札による参加を希望する者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

(11) 低入札価格調査

予決令第85条に基づき、契約に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続きとして、次のとおり、予定価格に基準として定めた割合を乗じて得た価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第86条に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。

○ 予決令第85条の基準

次の割合を予定価格に乘じて得た額を調査基準価格とする。

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、その割合が10分の9.2を越える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、「保留」と宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

入札終了後、調査の対象となった者に対し、事情聴取及び関係機関への照会等により、直ちに低入札価格調査を実施するので、調査の対象となった者は、速やかに調査を完了するため、これに協力しなければならない。

なお、低入札価格調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

① 低入札価格調査の内容

調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第85条の基準の取り扱いに関する事務手続きとしての調査を実施することとなるが、次の内容について重点的

に調査を実施するので、調査の対象となった者は、これに協力しなければならない。

- 〈1〉 当該価格で入札した理由
 - 〈2〉 入札金額の積算内訳
 - 〈3〉 手持ち工事の状況
 - 〈4〉 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
 - 〈5〉 手持ち資材の状況
 - 〈6〉 資材購入先及び購入先と入札者との関係
 - 〈7〉 手持ち機械数の状況
 - 〈8〉 労務者の具体的供給見直し
 - 〈9〉 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - 〈10〉 建築副産物の搬出先
 - 〈11〉 その他必要な事項
- ② 低入札価格調査の実施に必要な資料の提出及び事情聴取について
低入札価格調査の対象となった者には、低入札価格調査を行う旨を別途連絡することとし、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して7日以内に、当該調査の実施に必要な提出資料として各様式及び様式ごとに提出すべき添付書類並びに必要と認める添付書類を提出すること（提出様式は別途連絡時に配布。）。
- 調査の対象となった者が、調査資料等を提出した後、調査の対象となった者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認することとする。
- ③ 低入札価格調査に協力等しない場合について
低入札価格調査に協力しない又は追加資料を提出しない場合には、国土交通省航空局競争契約入札者心得第6条第2項第三号の規定により、入札を無効とするとともに、同第7条第2項に違反するものに該当する場合がある。

10. 入札の保証について

免除

11. 契約の保証について

- (1) 落札者は、契約保証金を納付しなければならない。
- ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下の①から⑤までのいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金に係る保管金領収書及び保管金提出書
- イ 契約保証金に係る保管金として東京航空局の保管金取扱店に請負代金額の10分の1以上に相当する金額の金銭を納付し、保管金取扱店から交付を受けた保管金領収証書及び保管金提出書を提出すること。
 - ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「東京航空局歳入歳出外現金出納官吏総務部経理課出納係長」と記載するように申し込むこと。
 - ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - ニ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合、契約保証金に係る保管金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、契約解除に伴う違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - ホ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金に代わる担保としての振替国債（利付国債に限る。）に係る政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料
- イ 契約保証金に代わる担保として請負代金額の10分の1以上に相当する金額の利付国債に係る政府担保振替国債提供書及び提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等により作成された振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限

を確認するために必要な資料を提出すること。

ロ 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「東京航空局取扱主任官総務部経理課出納係長」と記載するように申し込むこと。

ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ニ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合、振替国債は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、契約解除に伴う違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ホ 受注者は、工事完成后、請負代金額の支払請求書の提出とともに振替国債の払渡を求める旨の政府担保振替国債払渡請求書を提出すること。

ヘ 利付国債の提供による場合は、担保の提供が完了するまでに振替手続き等相応の日数を要するため、予め取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限から十分余裕を持って手続きをすること。

③ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

イ 工事請負契約書に基づく債務不履行による損害金として請負代金額の10分の1以上に相当する金額を金融機関等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に係る法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が支払を保証する保証書を提出すること。

ロ 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東京航空局長」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務不履行による損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上の金額とすること。

ヘ 保証期間は、工期を含むものとすること。

ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとすること。

チ 請負金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

リ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、契約解除に伴う違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④ 債務履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

イ 工事請負契約書に基づく債務不履行による場合、債務の履行を保証するため、請負代金額の10分の1以上に相当する金額を限度として、保険会社、銀行、農林中央金庫その他の財務大臣の指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）が債務の履行を保証する公共工事履行保証証券に係る証券を提出すること。

ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東京航空局長」と記載するように申し込むこと。

ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ニ 保険金額は、請負代金額の10分の1以上の金額とすること。

ホ 保証期間は、工期を含むものとすること。

ヘ 請負金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ト 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合、保険会社等から支払わ

れた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑤ 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

イ 工事請負契約書に基づく債務不履行により生ずる損害をてん補するため、請負代金額の10分の1以上に相当する金額を保険会社が保険金として支払うことを約する履行保証保険に係る証券を提出すること。

ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東京航空局長」と記載するように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保険金額は、請負代金額の10分の1以上の金額とすること。

ヘ 保険期間は、工期を含むものとする。

ト 請負金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

チ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) (2)の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とする。

※電子証書等 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

(4) 予決令第86条第1項に定める低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額、公共工事履行保証証券による保証金額又は履行保証保険契約の保険金額を請負代金額の10分の3以上の金額となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、各種提出書類を提出すること。

(5) 予決令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(6) 提出の方法

① 提出期限：落札決定日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）

② 提出場所：5. に同じ。

③ 提出方法：5. に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出しなければならない。

④ その他：契約保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、落札者の負担とする。

12. 入札時積算数量書活用方式の適用

(1) 本案件は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量

を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- (2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- (3) 受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (4) (1)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- (5) (1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

13. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、そのものが契約者の案に記名して押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 契約書第3条に記載されている「請負代金内訳書」は必ず期限までに作成のうえ、提出するものとする。（提出期限は、契約書による）
提出様式は別紙様式－2によること。
- ⑥ 本契約は別添の契約書（案）により契約書を作成するものとする。

- (3) 落札後の配置予定技術者

落札者は6.(2)の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

落札者決定後、工事实績情報サービス（CORINS）等により配置予定技術者の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合は、申請書の差し替えは認められない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4.(9)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (4) 手続きにおける交渉の有無

無

- (5) 支払条件

工事の完成を確認し、検査に合格した後、受注者から適法な支払い請求を受けた場合に支払う。なお、契約金額または工期によっては、以下の支払い条件を変更する場合がある。

前払金：有（契約金額の10分の4以内）

但し、低入札価格調査を受けた者と契約を締結する場合、前払金の割合は、契約金額の10分の2以内に縮減となる。

中間前金払：有（契約金額の10分の2以内）

部分払：無

前払金及び中間前払金の請求に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保

証書をいう。以下同じ。)を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とする。

(6) 火災保険付保の要否

任意

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

(8) 異議の申立

入札参加者は、入札前に本入札説明書、仕様書及び契約書(案)等を熟読し、国土交通省航空局競争契約入札者心得を承諾したうえ、入札するものとし、入札後において、本入札説明書、仕様書及び契約書(案)等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(9) 虚偽の記載

申請書、資料又はその他入札前の調査資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(10) 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

① 契約担当官等が発注する公共事業等(以下「発注事業等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により契約担当官等に報告すること。

③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

④ 発注事業等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、契約担当官等と協議を行うこと。

(11) 貸与した資料等の返却

当方から貸与した本入札説明書、仕様書、契約書(案)及びその他資料等については、落札者決定後、落札者以外は5. に返却すること。

(12) 電子調達システムにおける注意事項

① 電子調達システムにより提出する場合は、下記のアプリケーションソフトを使用すること。

〈1〉使用アプリケーション

[1] 「Just System 一太郎」

[2] 「Microsoft Word」

[3] 「Microsoft Excel」

[4] その他のアプリケーション

・PDF ファイル

・画像ファイル(JPEG 形式及びGIF 形式)

・上記に加え特別に認めたファイル形式

〈2〉ファイルの圧縮方式

LZH 又は ZIP 形式を指定する。但し、自己解凍方式は指定しない

〈3〉データ容量の制限

電子調達システムから送信できる容量としては50MB を限度とするが、容量を超える場合、競争参加資格確認申請書の様式のみを電子調達システムから送信し、その他必要書類一式を持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は託送(書留郵便)により提出(提出期限までに必着。)するものとする。

なお、その他必要書類一式を電子調達システム以外で郵送等する場合は、その旨5. へ連絡すること。

② システム操作上の手引きとしては、「電子調達システム操作マニュアル」を参考とすること。

また、この「電子調達システム操作マニュアル」は、電子調達システムのホームページでも公開している。

③ 電子調達システム障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は、下記の

とおりとする。

【システム操作、接続確認等の問い合わせ先】

調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク

TEL 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP 電話等をご利用の場合)

電子調達システム ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

【I Cカードの不具合等発生時の問い合わせ先】

I Cカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること。

但し、申請書及び資料の提出期限、入札等の締め切り時間が切迫している場合等、緊急を要する場合は、5.へ連絡すること。

- ④ 電子調達システムから送信した場合には、電子調達システムから各種通知等が発行されるので、必ず確認を行うこと。

なお、確認を怠った場合、以後の入札手続きに参加できなくなる場合がある。

- (13) 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価が令和8年2月17日に決定されたことから、本件の入札に係る見積もりの際には留意すること。

○令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00337.html

○令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001297.html

- (14) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

- (15) 落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 殿

法 人 番 号

(1 3 桁)

住 所

商号又名称

代表者氏名

連絡先担当者名

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

令和 8 年 8 月 2 6 日 付けで入札公告のありました下記件名に係る競争に参加する資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 件 名：函館空港事務所庁舎 VFR 室ガラス取替工事

2. 提出書類：

(1) 必須

企業の施工能力（添付書類を含む。） （様式 2） 1 部

配置予定技術者の能力（添付書類を含む。） （様式 3） 1 部

(2) 任意【 有 ・ 無 】※有又は無のどちらかに○をつけること。

従業員への賃金引上げ計画の表明書 （別紙 1 の 1 又は 1 の 2） 1 部

(3) 任意【 有 ・ 無 】※有又は無のどちらかに○をつけること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
（様式 5 又は 6） 1 部

※本案件への参加を希望する場合には、入札公告 3. (2) の記載に従って入札説明書等を入手することが必要です。他の方法により入札説明書等を入手した者については、参加を認めておりません。

競争参加資格要件事項

件名：函館空港事務所庁舎 VFR 室ガラス取替工事

当該契約の入札に参加するためには、入札説明書 4. 競争参加資格(1)から(10)までの要件事項を全て満たす者であることとし、別添 1「競争参加資格確認申請書」を提出すること。

また、同 4. (9)の「予決令第 7 3 条の規定に基づき、契約担当官等が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、下記に掲げる要件事項を全て満たす者であることとし、競争参加資格確認資料として、別添 2-1「競争参加資格確認資料作成要領」に従い資料を作成し、上記申請書と併せて提出すること。

1. 次に掲げる工事の施工実績があること。

平成 23 年 4 月 1 日以降公告日までに、元請として完成・引き渡しが完了した以下のいずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合に限る。

また、1 件が 500 万円未満の場合を除く。

構造種別：鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

工事種別：建築物の新築、増築又は改修工事（建築一式工事）

2. 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお、専任の要否は関係法令によるが、当該工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項ただし書の既定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者という。」）の配置は認めない。

1) 主任技術者は、1 級建築施工管理技士、2 級建築施工管理技士（種別は「建築」に限る。）又はこれら同等以上の資格^{注1)}を有する者であること。

監理技術者にあつては、1 級建築施工管理技士又は同等以上の資格^{注2)}を有する者であること。

2) 上記 1. に掲げる工事の施工経験を有すること。

3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

注 1) 同等以上の資格とは、次のいずれかのものをいう。

① 1 級建築士又は 2 級建築士

② 下記のいずれかの実務経験を有するもので、在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めたもの。

- ・ 高等学校（旧実業高校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業後、5 年以上の建築工事の実務経験を有する者。

- ・ 大学（旧大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校を含む。）を卒業後、3 年以上の建築工事の実務経験を有する者。

③ 10 年以上の建築工事の実務経験を有する者。

注 2) 同等以上の資格とは、1 級建築士又はこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

※ 主任技術者又は監理技術者の専任で配置する場合において、専任を要しない期間は以下のとおり。

- ・ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めることとする。

【参考】本工事における現場施工の着手時期は、令和 8 年 11 月上旬を予定している。

- ・ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

3. 上記 1. 及び 2. で申請する工事実績が国土交通省発注工事に係る実績である場合にあっては、工事成績 65 点未満のものを除く。

4. 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間に完成し、工事成績評定点の通知を受けた工事のうち、東京航空局から受注した「建築工事業」に係る全ての工事成績評定点を合計し、一件あたりの平均が 65 点以上であること。ただし、東京航空局から受注した当該実績がない場合又は工事成績評定点の通知を受けていない場合はこの限りではない

入 札 書

¥ _____

但 し 函館空港事務所庁舎VFR 室ガラス取替工事

国土交通省航空局競争契約入札者心得及び入札関係図書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所
商号又名称
代表者氏名
(代表者印)

⑩

支出負担行為担当官
東京航空局長

殿

※入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
※入札の結果、落札者となるべき者が2者以上となった際にはくじにより落札者を決定することとなるが、そのくじを電子調達システムの電子くじで実施することとなった場合に必要となる電子くじ番号を設定するため、次の電子くじ番号欄に任意の3桁の数字（000～999）を記載すること（但し、初回の入札書提出時のみ記載。詳細は入札説明書参照。）。

電子くじ番号			
--------	--	--	--

令和 年 月 日

紙入札方式参加承諾願

支出負担行為担当官

東京航空局長 殿

郵便番号

住所

商号又名称

代表者役職（受任者役職）

代表者氏名（受任者氏名）

連絡先名称

連絡先担当者名

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

下記の案件は、以下の理由により、電子調達システムを利用しての参加が出来ないため、入札書等を持参して、入札に参加することを承諾頂きますようよろしくお願い致します。

1. 件名： 函館空港事務所庁舎 VFR 室ガラス取替工事

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

総合評価に関する事項（工事）

件名：函館空港事務所庁舎 VFR 室ガラス取替工事

本案件は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））により実施する。

よって、以下の基準等に基づき、資料等を作成し、提出すること。

1. 総合評価に関する基準

総合評価に関する基準については、以下のとおりとする。

(1) 施工能力評価型（Ⅱ型）について

① 評価項目

施工能力評価項目は以下に掲げる項目とする。

- A. 企業の施工能力
- B. 配置予定技術者の能力
- C. 賃上げの実施を表明した企業等
- D. WLB推進企業として法令に基づく認定を受けている企業

② 評価基準及び得点配分

①の各項目の評価基準、最低限の要求要件及び上限値並びに評価に対する得点の配分については、別表－1「評価基準と加算点」を参照すること。

A. 標準点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できる場合に「標準点」100点を与える。

なお、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められない場合には、入札参加者が価格以外の要素として提示した性能等を採用しないとともに、標準点を与えないものとする。

B. 加算点

入札説明書に記載された要求要件以外の性能等に対して②の評価基準及び得点配分に基づき、「加算点」（最高点21.5点）を与える。

(2) 賃上げの実施に関する評価

本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙1の1又は別紙1の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」（別紙2）を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙3）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出すること。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等へ提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものと

する。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙４）の「１ 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「㊤俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（※１及び２）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から３か月以内に契約担当官等に提出すること。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から１年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、当該入札において本取組により加点する割合よりも大きな割合の減点をする。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

※１ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙３の「合計額」と、暦年単位の場合は別紙４の「支払金額」とする。

※２ 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

※３ 以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

（１）特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第 85 号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定非常災害であつて、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

（２）各種経済指標の動向等を踏まえ、平成 20 年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

（３）（１）及び（２）に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

①自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

②主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているがこれに限らない。

※個別具体の天災事変等が（１）及び（２）に相当すると認められるかどうかについては、別途周知する。

※（１）から（３）は例示であり、これ以外の事象等についても別途周知する可能性がある。

（３）WLB推進企業として法令に基づく認定を受けている企業に関する評価

本評価項目で加点を希望する入札参加者は、様式５又は様式６の「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況」に認定通知書の写し又は行動計画届出書（都道府県労働局の受領印付）の写しを添付のうえ提出すること。

2. 総合評価による評価値の算出方法

総合評価による評価値の算出方法は以下のとおりとする。

(1) 技術評価点

上記1. の基準により与えられた得点の合計を「技術評価点」とする。

(2) 評価値の算出方法（除算方式）

以下の算出方法のとおり、(1)の基準により与えられた得点の合計である技術評価点を、入札者の入札価格で除して得た数値を「評価値」とする。

○ 評価値の算出方法

$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$

3. 総合評価に関する資料等の作成

総合評価に関する資料等については、以下に掲げる評価項目毎の様式を使用し、様式記載における注意事項に従い、作成すること。

(1) 評価項目

A. 企業の施工能力・・・様式2「企業の施工能力」

B. 配置予定技術者の能力・・・様式3「配置予定技術者の能力」

C. 賃上げの実施を表明した企業等・・・別紙1の1又は別紙1の2「従業員への賃金引上げ計画の表明書」

D. WLB推進企業として法令に基づく認定を受けている企業・・・様式5又は様式6「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況」

(2) 様式記載における注意事項

(1)で指定した様式の指示に従い記載すること。

4. 総合評価に関する資料等の提出期限

作成した総合評価に関する資料等の各様式を入札説明書6.(3)の期限までに提出すること。

5. 総合評価に関する資料等の提出方法

(1) 入札説明書6.(4)の方法により、申請書及び資料と併せて提出すること。

(2) 賃上げの実施を表明し加点を受けた落札者は、別紙3又は別紙4を期限までに契約課アドレス「cab-keiyaku01@mlit.go.jp」に提出することとし、メール件名については、必ず「賃上げ実績提出：（件名）」とすること。

6. その他

(1) 総合評価に関する資料等の作成及び提案に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 総合評価に関する資料等を提出者に無断で使用しないものとする。

(3) 提出された総合評価に関する資料等は返却しない。

(4) 提出期限以降における総合評価に関する資料等の差し替え及び再提出は認めない。